

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

【産業支援型】

<ガイドブック等>



【定住促進・交流対策型】

<事例集>



<パンフレット等>



<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
(2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

○定住促進・交流対策型では、農山漁村への定住や都市と農山漁村の交流の促進による地域の活性化のために必要な事業（ハード整備）を支援。定住促進または交流促進の目的に応じて、様々な施設整備が可能。

< ハード対策 >

事業実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農林漁業者団体
- ・計画主体が指名した民間団体
ほか



事業実施期間：原則3年間
 交付率：1/2等
 上限：4億円（国費）
 その他：延べ床面積29万円/m²以内
 延べ床面積計1,500m²以内

【事業目標の設定】

- ・申請の際に各対策に応じた以下の目標を設定していただきます。
- ・事業実施後に自己評価していただき、目標が達成していない場合は、達成まで改善を続けていただきます。

定住
促進
対策

- ・雇用者数の増
- ・販売額の増
- ・定住人口の維持・増

交流
対策

- ・滞在者数の増
- ・販売額の増
- ・交流人口の増

定住促進対策



ハウス



集出荷・貯蔵・加工施設



高性能林業機械



直売所・農家レストラン



農作業の体験施設



指定棚田地域の保全整備

交流対策



地域特産品の加工体験施設



廃校を利用した交流施設



自然環境保全・活用施設

※計画主体は都道府県または市町村（農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要）です。

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※

